

Topics | トピックス

- ◆ 国民年金法施行令等の一部を改正する政令
- ◆ 国民年金保険料の所得基準を改正、2021年度の追納額も公表に
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響で学生納付特例制度の国民年金保険料に係る臨時特例措置
- ◆ 雇用調整助成金等の特例措置等を5月から縮減し、助成率を差別化
- ◆ 2021年1月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で76.6%

◆ 国民年金法施行令等の一部を改正する政令

厚生労働省は2021年3月31日、内閣が「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」（令和3年3月31日政令第99号、第100号）を制定したことを公表した。

【令和3年3月31日政令第99号】

国民年金法施行令の一部、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する政令の一部、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を次のように改正した。

<表1> 新旧対照表①

改正前	改正後
国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）について	
法第三十六条の三第一項の政令で定める額等	
第五条の四 法第三十六条の三第一項に規定する政令で定める額は、同項に規定する扶養親族等がないときは、 <u>三百六十万四千円</u> とし、扶養親族等があるときは、 <u>三百六十万四千円</u> に当該扶養親族等一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。以下同じ。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）であるときは、当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。次項において同じ。）を加算した額とする。	⇒ 三百七十万四千円 ⇒ 三百七十万四千円
2 法第三十六条の三第一項の規定による障害基礎年金の支給の停止は、同項に規定する所得が <u>四百六十二万二千円</u> （同項に規定する扶養親族等があるときは、 <u>四百六十二万二千円</u> に当該扶養親族等一人につき三十八万円を加算した額とする。以下この項において同じ。）を超えない場合には障害基礎年金のうち二分の一（法第三十三条の二第一項の規定によりその額が加算された障害基礎年金にあっては、その額から同項の規定により加算する額を控除した額の二分の一）に相当する部分について、当該所得が <u>四百六十二万二千円</u> を超える場合には障害基礎年金の全部について、行うものとする。	⇒ 四百七十二万二千円 ⇒ 四百七十二万二千円 ⇒ 四百七十二万二千円

法第九十条第一項第一号の政令で定める額

第六条の七 法第九十条第一項第一号に規定する政令で定める額は、同号に規定する扶養親族等の数に一を加えた数を三十五万円に乗じて得た額に二十二万円を加算した額とする。

⇒ 三十二万円

法第九十条第一項第三号の政令で定める額

第六条の八 法第九十条第一項第三号に規定する政令で定める額は、百二十五万円とする。

⇒ 百三十五万円

法第九十条の二第一項第一号の政令で定める額

第六条の八の二 法第九十条の二第一項第一号に規定する政令で定める額は、同号の扶養親族等がないときは七十八万円とし、同号の扶養親族等があるときは七十八万円に当該扶養親族等一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。）を加算した額とする。

⇒ 八十八万円

⇒ 八十八万円

法第九十条の二第二項第一号及び第九十条の三第一項第一号の政令で定める額

第六条の九 法第九十条の二第二項第一号及び第九十条の三第一項第一号に規定する政令で定める額は、これらの号の扶養親族等がないときは百十八万円とし、これらの号の扶養親族等があるときは百十八万円に当該扶養親族等一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。）を加算した額とする。

⇒ 百二十八万円

⇒ 百二十八万円

法第九十条の二第三項第一号の政令で定める額

第六条の九の二 法第九十条の二第三項第一号に規定する政令で定める額は、同号の扶養親族等がないときは百五十八万円とし、同号の扶養親族等があるときは百五十八万円に当該扶養親族等一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。）を加算した額とする。

⇒ 百六十八万円

⇒ 百六十八万円

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）について

老齢福祉年金の支給停止に関する規定の読替え

第五十二条 昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた次の表の上欄に掲げる旧国民年金法施行令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条の四 第二項	百六十八万八千円	六百二十八万七千円
	五、九三七、〇〇〇円	六、五三六、〇〇〇円
第六条の四 第一項	百三十万二千円	百五十九万五千円
第六条の四 第二項	三百二十万四千円	三百四十万千円
	三、四五三、〇〇〇円	三、六五〇、〇〇〇円

⇒ 六百三十八万七千円

⇒ 六、六三六、〇〇〇円

⇒ 百六十九万五千円

⇒ 三百五十万千円

⇒ 三、七五〇、〇〇〇円

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）について

特別障害給付金の支給を制限する場合の基準となる所得の額等

第二条 法第九条の政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等（以下「扶養親族等」という。）がないときは、三百六十万四千円とし、扶養親族等があるときは、三百六十万四千円に当該扶養親族等一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。以下この項において同じ。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）をいう。）であるときは、当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。次項において同じ。）を加算した額とする。

⇒ 三百七十万四千円
⇒ 三百七十万四千円

2 法第九条の規定による特別障害給付金の支給の制限は、同条に規定する所得が四百六十二万千円（扶養親族等があるときは、四百六十二万千円に当該扶養親族等一人につき三十八万円を加算した額とする。以下この項において同じ。）を超えない場合には特別障害給付金のうち二分の一に相当する部分について、当該所得が四百六十二万千円を超える場合には特別障害給付金の全部について、行うものとする。

⇒ 四百七十二万千円
⇒ 四百七十二万千円

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）について

法第二条第一項に規定する政令で定める額

第一条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める額は、七十七万九千九百円とする。

⇒ 七十八万二千二百円

法第十条第一項に規定する政令で定める額

第六条 法第十条第一項に規定する政令で定める額（次条第二項各号において「補足的所得基準額」という。）は、八十七万九千九百円とする。

⇒ 八十八万二千二百円

法第十五条第一項及び第二十条第一項に規定する政令で定める額

第八条 法第十五条第一項及び第二十条第一項に規定する政令で定める額は、法第十五条第一項に規定する扶養親族等（以下この条及び第十九条第一項第二号ロにおいて単に「扶養親族等」という。）がないときは、四百六十二万千円とし、扶養親族等があるときは、四百六十二万千円に当該扶養親族等一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。以下この条及び同号ロにおいて同じ。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）をいう。以下この条及び同号ロにおいて同じ。）であるときは、当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。）を加算した額とする。

⇒ 四百七十二万千円
⇒ 四百七十二万千円

【令和3年3月31日政令第100号】

国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）の一部を次のように改正した。

<表2> 新旧対照表②

改正前	改正後																																
国民年金法施行令（昭和三十四年法律第百八十四号）の一部について																																	
法第九十四条第三項の政令で定める額																																	
第十条 法第九十四条第三項に規定する政令で定める額は、法第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた月及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされた月（以下この項において「免除月」と総称する。）の属する次の表の上欄に掲げる年度に係る保険料を追納する場合において、当該免除月に係る保険料の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額（この額に十円未満の端数がある場合においては、その端数金額が五円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときは、これを十円として計算する。）とする。ただし、免除月が平成三十年三月であって、令和二年四月に追納する場合は、この限りでない。 <table> <tr><td>平成二十二年度</td><td>〇・〇三〇</td></tr> <tr><td>平成二十三年度</td><td>〇・〇二一</td></tr> <tr><td>平成二十四年度</td><td>〇・〇一四</td></tr> <tr><td>平成二十五年</td><td>〇・〇〇八</td></tr> <tr><td>平成二十六年</td><td>〇・〇〇四</td></tr> <tr><td>平成二十七年</td><td>〇・〇〇三</td></tr> <tr><td>平成二十八年</td><td>〇・〇〇二</td></tr> <tr><td>平成二十九年</td><td>〇・〇〇一</td></tr> </table>	平成二十二年度	〇・〇三〇	平成二十三年度	〇・〇二一	平成二十四年度	〇・〇一四	平成二十五年	〇・〇〇八	平成二十六年	〇・〇〇四	平成二十七年	〇・〇〇三	平成二十八年	〇・〇〇二	平成二十九年	〇・〇〇一	⇒ 平成三十一年三月 ⇒ 令和三年四月 <table> <tr><td>平成二十三年度</td><td>〇・〇二二</td></tr> <tr><td>平成二十四年度</td><td>〇・〇一五</td></tr> <tr><td>平成二十語年度</td><td>〇・〇〇九</td></tr> <tr><td>平成二十六年度</td><td>〇・〇〇五</td></tr> <tr><td>平成二十七年</td><td>〇・〇〇四</td></tr> <tr><td>平成二十八年</td><td>〇・〇〇三</td></tr> <tr><td>平成二十九年</td><td>〇・〇〇二</td></tr> <tr><td>平成三十年</td><td>〇・〇〇一</td></tr> </table>	平成二十三年度	〇・〇二二	平成二十四年度	〇・〇一五	平成二十語年度	〇・〇〇九	平成二十六年度	〇・〇〇五	平成二十七年	〇・〇〇四	平成二十八年	〇・〇〇三	平成二十九年	〇・〇〇二	平成三十年	〇・〇〇一
平成二十二年度	〇・〇三〇																																
平成二十三年度	〇・〇二一																																
平成二十四年度	〇・〇一四																																
平成二十五年	〇・〇〇八																																
平成二十六年	〇・〇〇四																																
平成二十七年	〇・〇〇三																																
平成二十八年	〇・〇〇二																																
平成二十九年	〇・〇〇一																																
平成二十三年度	〇・〇二二																																
平成二十四年度	〇・〇一五																																
平成二十語年度	〇・〇〇九																																
平成二十六年度	〇・〇〇五																																
平成二十七年	〇・〇〇四																																
平成二十八年	〇・〇〇三																																
平成二十九年	〇・〇〇二																																
平成三十年	〇・〇〇一																																

その他、沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）の一部、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）の一部、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成8年政令第18号）の一部などを改正した。

◆ 国民年金保険料の所得基準を改正、2021年度の追納額も公表に

厚生労働所は2021年4月2日、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）の一部が改正されたことを公表した。これにより国民年金の保険料の免除について所得基準が改正され、2021年度に追納する追納保険料額についても公表があった。実施は2021年4月1日から。

【国民年金保険料が一部免除の対象となる所得基準】

いずれも前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。

- 全額免除 : (扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 32万円
- 4分の3免除 : 88万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 半額免除 : 128万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 4分の1免除 : 168万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

【国民年金保険料の追納額】

<表3> 2021年度中に追納する追納保険料額

	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除
2011年度の月分	15,350円	11,510円	7,680円	3,830円
2012年度の月分	15,200円	11,400円	7,600円	3,800円
2013年度の月分	15,180円	11,380円	7,590円	3,790円
2014年度の月分	15,330円	11,500円	7,680円	7,830円
2015年度の月分	15,650円	11,740円	7,820円	3,920円
2016年度の月分	16,310円	12,230円	8,150円	4,070円
2017年度の月分	16,520円	12,390円	8,260円	4,130円
2018年度の月分	16,360円	11,260円	8,180円	4,080円
2019年度の月分	16,410円	12,310円	8,200円	4,100円
2020年度の月分	16,540円	12,400円	8,270円	4,130円

◆ 新型コロナウイルス感染症の影響で 学生納付特例制度の国民年金保険料に係る臨時特例措置

新型コロナウイルスの感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売上げの減少などで所得が相当程度まで下がった場合の臨時特例措置による国民年金保険料学生納付特例の申請手続きが、2020年度に引き続き2021年度についても引き続き適用されることとなった。2021年度学生納付特例申請の受付開始日は、2021年4月1日となっている（表4）。なお、学生納付特例以外の免除や納付猶予についても特例措置が引き続き適用される見込みとなっている（申請受付開始日は2021年7月1日となる予定）。

<表4> 延長期間 2021年度分

制 度	対象期間	申請受付開始日
学生納付特例	2019年度分（2020年2月～2020年3月の保険料）	2020年5月1日
	2020年度分（2020年4月～2021年3月の保険料）	2020年5月1日
	2021年度分（2021年4月～2022年3月の保険料）	2021年4月1日
（参考） 免除・納付猶予	2019年度分（2020年2月～2020年6月の保険料）	2020年5月1日
	2020年度分（2020年7月～2021年6月の保険料）	2020年5月1日

※保険料の免除を受けた場合はその期間の年金額が老齢基礎年金に反映されるが、保険料の納付猶予や学生特例納付を受けた場合は反映されない。

【対象者】

次の両方を満たしていること

○2020年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと

○2020年2月以降の所得等の状況からみて、当年中の所得の見込みが現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること

【手続き】

住民登録をしている市区町村または年金事務所に申請書を提出する（新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、書類は郵送が望ましい）。

*添付書類：所得の申立書・学生証の写し

◆雇用調整助成金等の特例措置等を5月から縮減し、助成率を差別化

厚生労働省は2021年3月25日、「雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金」（以下、「雇用調整助成金等」）と「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」（以下、「休業支援金等」）について、2021年5月・6月は原則的な措置を縮減することを公表した。新型コロナウイルスが感染拡大している地域において、経営状況が厳しい企業については特例措置が設けられる予定となっている。同年7月は雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則的な措置及び特例措置をそれぞれさらに縮減する予定となっている。

【雇用調整助成金等について】

特例措置を一律で適用するのは同年4月末までとし、同年5月以降は新型コロナウイルスの感染状況や企業の経営状態で差別化を図るとしている。現行では上限額は1人当たり1日15,000円、助成率は最大100%まで適用されるが、5月以降は基準を満たした企業以外、上限額は1日13,500円、助成率は最大90%とする。

なお、直近3ヵ月の売上高などの生産指標が30%以上減少し厳しい状況が続いている企業については5月以降も継続して現行の措置がとられる。

【休業支援金等について】

1人1日上限11,000円を5月と6月の2ヵ月間、9,900円まで減額する。感染が拡大している地域（まん延防止等重点措置対象地域の知事による基本的対処方針に沿った要請）については、地域特例を設け、上限を11,000円に据え置く予定となっている。

「雇用調整助成金等」とは

雇用調整助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合、従業員の雇用維持を図るために雇用調整（休業）を実施する事業主に対して休業手当などの一部を助成する制度

【支給対象となる事業主】

以下の条件をすべて満たす全業種の事業主を対象とする。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
- 最近1ヵ月間の売上高または生産量などが前年同月比で5%以上減少している
- 労使間の協定の基づき休業などを実施し休業手当を支払っている

【助成対象となる休業手当】

上記対象の事業主に雇用される雇用保険被保険者に給付される休業手当など。

※学生アルバイトなど雇用保険被保険者以外の労働者に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象となる。

【助成額・助成率】

助成額 = [平均賃金額 × 休業手当等の支払率] × 下表の助成率

(助成率)

区 分	大企業	中小企業※
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	2 / 3	4 / 5
解雇をしていなどの上乗せ要件を満たす事業主	3 / 4	10 / 10

※中小企業とは、下記の要件に該当する企業を指す。

- ・資本金5,000万円以下または従業員50人以下の小売業（飲食店を含む）
- ・資本金5,000万円以下または従業員100人以下のサービス業
- ・資本金1億円以下または従業員100人以下の卸売業
- ・資本金1億円以下または従業員300人以下のその他の業種

【支給額の上限】

1人1日あたり15,000円が上限

【支給限度日数】

原則として1年間につき100日分、3年間につき150日

※緊急対応期間中（2020年4月1日～2021年4月30日）に実施した休業などは、この支給限度日数とは別に支給を受けることができる。

【申請期限】

判定基礎期間の末日	支給申請期限
2021年3月31日以前	2021年5月31日
2021年4月1日以降	2021年6月20日

「休業支援金等」とは

休業支援金等とは、新型コロナウイルス感染症及びまん延防止措置の影響により休業を余儀なくされた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった人に対して、申請に基づき支援金・給付金を支給する制度

【支給対象となる労働者】

以下の条件のいずれかを満たす労働者を対象とする。

- 中小企業の場合：2020年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までに事業主が休業させた労働者
- 大企業の場合：2020年4月1日～同年6月30日、および2021年1月8日以降（2020年11月7日以降に時短要請を発令した都道府県はそれぞれの要請の始期以降）に事業主が休業させた大企業のシフト労働者等のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者

※雇用保険被保険者でない人も対象となる。

【支援金額】

支援金額＝休業前の1日あたり平均賃金 × 80%
×（各月の日数（30日または31日）－就労したまたは労働者の事情で休んだ日数）

【支給額の上限】

1人1日あたり11,000円が上限

【申請期限】

休業した期間	申請期限（郵送の場合は必着）
2020年10～12月	2021年5月31日
2021年1～4月	2021年7月31日
全対象期間	

※中小企業の労働者が2020年4月～9月に休業した場合であっても、10月30日に公表した告知の対象者は2021年5月31日までに、また、既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる人は、支給（不支給）決定が行われた日から1ヵ月以内に申請があれば、制度を知った時期にかかわらず受付可能。

◆ 2021年1月末現在の国民年金の月次保険料納付率は 3年経過納付率で76.6%

厚生労働省は2021年3月26日、2020年1月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2018年1月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.9%増の76.6%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。
納付対象月数は890万月で、納付月数は682万月。

【2019年1月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比4.1%増の76.7%であった。納付対象月数は853万月で、納付月数は654万月。

【2020年1月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は73.3%であった。納付対象月数は833万月で、納付月数は611万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は87.8%となっている。